

退職される方へ

～被保険者証（健康保険証）は必ず返却してください～

退職が決まったら・・・



被保険者証は「退職日の翌日」から使用できません

※家族の方も同じ日から使用できません。



被保険者証を必ず勤務先に返却してください

（交付されている家族分もすべて）



次の被保険者証が届く前に医療機関にかかるときは、

「現在、新しい健康保険の加入手続き中」

であることを医療機関に必ず申し出てください

退職後も当組合の被保険者証で受診してしまうと・・・

1. 当組合が負担した医療費を返還していただきます。
2. 新しい健康保険の加入先を確認するなど、受診した医療機関に大きな負担となります。

【お問合せ】事務局 個人情報保護管理担当